

感染症【学校伝染病】について

集団生活をする子どもたちの健康には十分心がけていますが、万一病気にかかったら、本人の健康回復に心がけ、症状が重くならないように、また、伝染性の病気の場合は周囲の子どもたちに移さないために登園を遠慮していただいております。

伝染性の病気については、学校保健法により「集団生活において予防すべき伝染病」が定められています。保護者の方にも理解をいただき、ご協力をお願い申し上げます。

【学校伝染病とは】

平成 11 年 4 月に感染症新法が施行され、その中の学校伝染病規則を当保育園での感染症対策の基本として行うこととします。

学校伝染病規則による感染症の定義は次の 3 種類に分類されています。

- 第一種 伝染力が強く重症で危険性の高い病気で、病気が治るまで出席できない。(法定伝染病など)
- 第二種 主に飛沫感染(くしゃみ、咳、会話などによって病原体が飛び散ってうつる)によって広がる病気。
- 第三種 学校などで流行が広がる可能性のあるもので、「他へ伝染する恐れがないことが医師によって認められるまで」が出席停止期間の基準となっている。なお、第三種の中で溶連菌感染症や手足口病などのように日常よく見られるものが「その他の伝染病」として区別されている。これらは一定の出席停止の基準は設けられていないものの、その時々が発生や流行動向によっては、医師による出席停止の指示に従う必要があります。

【伝染病にかかったときは？】【治癒の後、登園の際は？】

学校保健法では、伝染病にかかった保育園児の登園を停止することを指示しております。

伝染病にかかった場合は、速やかに連絡して下さい。または他の園児にうつすおそれがなくなりましたら、意見書(医師の意見書)、保護者が記入する登園届を記入してもらい保育園へ提出しお子さんを登園させるようにしてください。

○ 場合によっては、医師の診断や治療が必要な感染症(登園届は必要としない)

病名	登園のめやす
伝染性膿痂疹	皮しんが乾燥しているか、浸潤の部位が覆える程度のものであること
伝染性軟属腫(「水いぼ」)	搔き壊し傷から、滲出液が出ている時は」被覆すること
アタマジラミ症	駆除を開始していること

○ 医師が記入した意見書に在る感染症

病名	登園のめやす
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3 日を経過するまで
風しん	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失 してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (EHEC)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届に在る感染症

病名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の 食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間 呼吸器症状が消失し、全身状態が良い こと
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと